



新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について 4

(1) 学級閉鎖について

学級閉鎖の考え方については、文部科学省の通知により、以下の通り一部変更となります。なお学級閉鎖の可否や期間、解除等については、これまで通り、学校医と相談の上判断してまいります。

①感染状況確認のための学級閉鎖（3日程度） ※これまで通り

○生徒に感染が確認され、当該生徒が感染可能期間に登校していた場合、状況確認のため、当該生徒の最終登校日の翌日より3日間の学級閉鎖を、所属学級で行います。

○3日間の閉鎖の間に、他の生徒に発熱等の症状が見られなければ、閉鎖は解除します。

②感染拡大防止のための学級閉鎖 ※新たな対応

○3日間の閉鎖の間に、他の生徒に感染が確認された場合、または複数の生徒に発熱等の症状が見られた場合は、感染拡大を防止するため、閉鎖を2日間延長します。（合計5日間になります）
今後学級閉鎖については、最大5日間程度が基本となります。

○但し、合計5日間の閉鎖の間に、さらに多くの生徒に感染が確認されるなど、感染が大きく広がっていると判断する場合は、感染拡大を防止するため、閉鎖をさらに2日間延長します。（合計7日間になります）

(2) 登校の判断について

市川保健所より教育委員会に、保護者及び学校からの個別の問い合わせには対応できない状況であるとの申し出があり、当面の間、「陽性者の療養解除日」や「同居家族の待機期間」については、保健所への相談は控えていただきたい旨の依頼がありました。

このことから、生徒の登校について、医師の指示や保健所からの連絡がない場合は、文部科学省の通知等を踏まえ、以下を基準に判断いただきますようお願いいたします。

①生徒の感染が確認され自宅療養する場合

○自宅療養については、無症状の場合はPCR検査等の受検日から7日間、症状がある場合は、発症日もしくはPCR検査等の受検日から10日間かつ軽快してから72時間を経過するまでは、登校を控えていただくこととなります。このため、例えば5日目に軽快していれば、登校を控える期間は10日間となりますが、10日目に軽快した場合は、さらに72時間（3日間）の期間を要することとなります。

②生徒が濃厚接触者となった場合

○同居するご家族に感染が確認され、家庭内で生徒が濃厚接触者となった場合は、「感染者が発症（※）した日または家庭内での感染対策を講じた日」の遅い方の日の翌日から7日間、登校を控えていただくこととなります。（※感染者が無症状の場合はPCR検査等を受検した日）

○「家庭内での感染対策を講じた日」とは、家庭内においてマスクを着用する、食事を別にとる、居住空間を分ける等、感染者との接触を避ける対策を始めた日となります。

○塾や習い事等、家庭外での接触によって濃厚接触者となった場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間、登校を控えていただくこととなります。

○家庭内、家庭外ともに、7日間の間に症状が出なければ、登校可能となります。

③家族が濃厚接触者となった場合

○ご家族の方が濃厚接触者になっても、生徒は登校を控える必要はありません。しかし「もしかしたら感染しているかもしれない」と考えて、しばらくの間は他人に感染させないような対策をとることが必要です。

④兄弟姉妹の学級が学級閉鎖となった場合

○兄弟姉妹の学級が学級閉鎖となっても、その兄弟姉妹が濃厚接触者になったわけではありません。このため、生徒は登校を控える必要はありません。